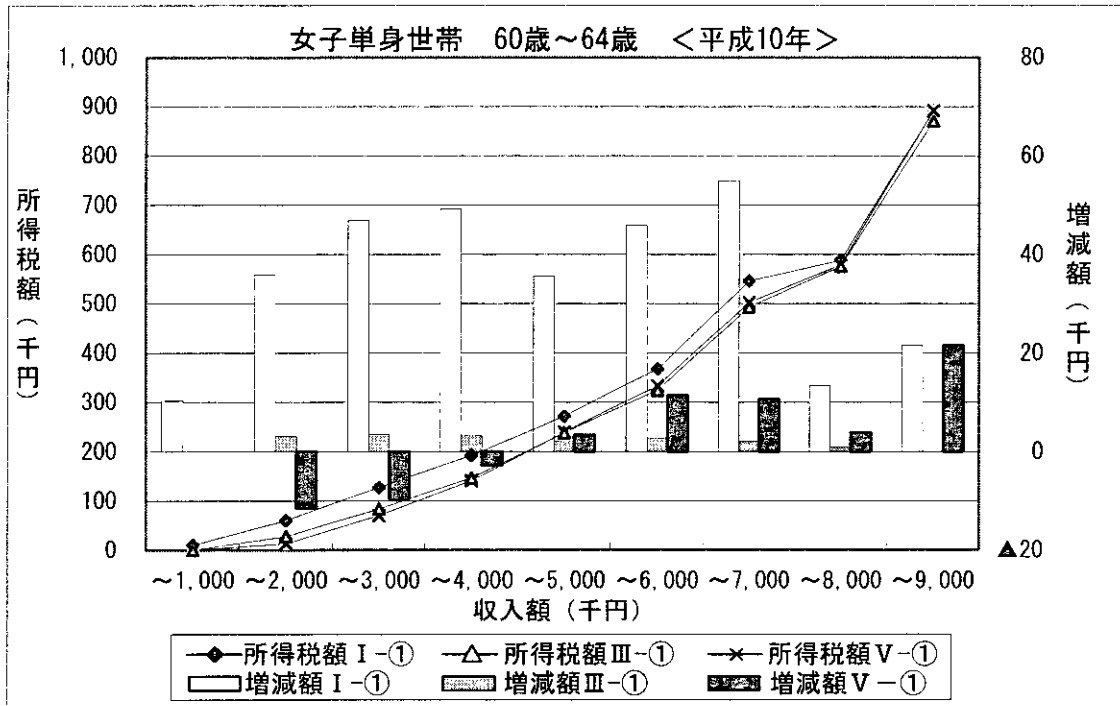
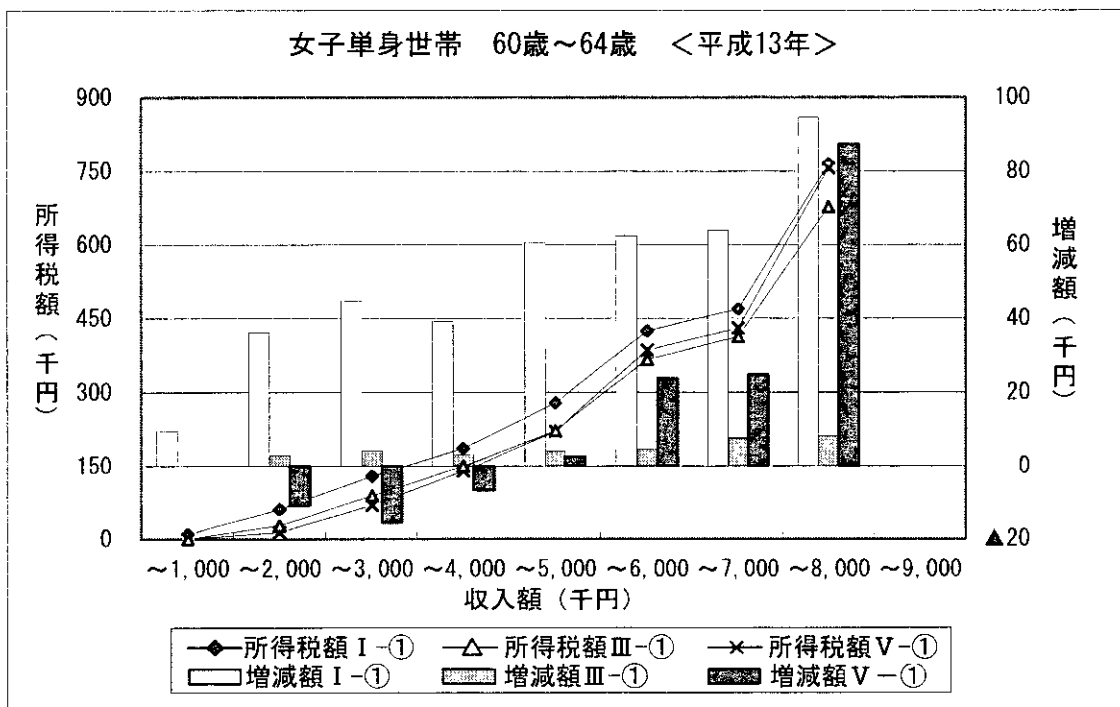


図表 2-15 所得税額と所得税増減額（女子単身世帯 60歳～64歳）  
 <平成10年>



図表 2-16 所得税額と所得税増減額（女子単身世帯 60歳～64歳）  
 <平成13年>



④ 女子単身世帯 65歳以上

(図表2-17~20)

・世帯数について

収入額100万円未満の階層に非常に多く分布している。収入額が100万円以上200万円未満の階層は、100万円未満の世帯数の半分以下に減少し、300万円以上の世帯数は他と比較して非常に少ない。

・所得税額について

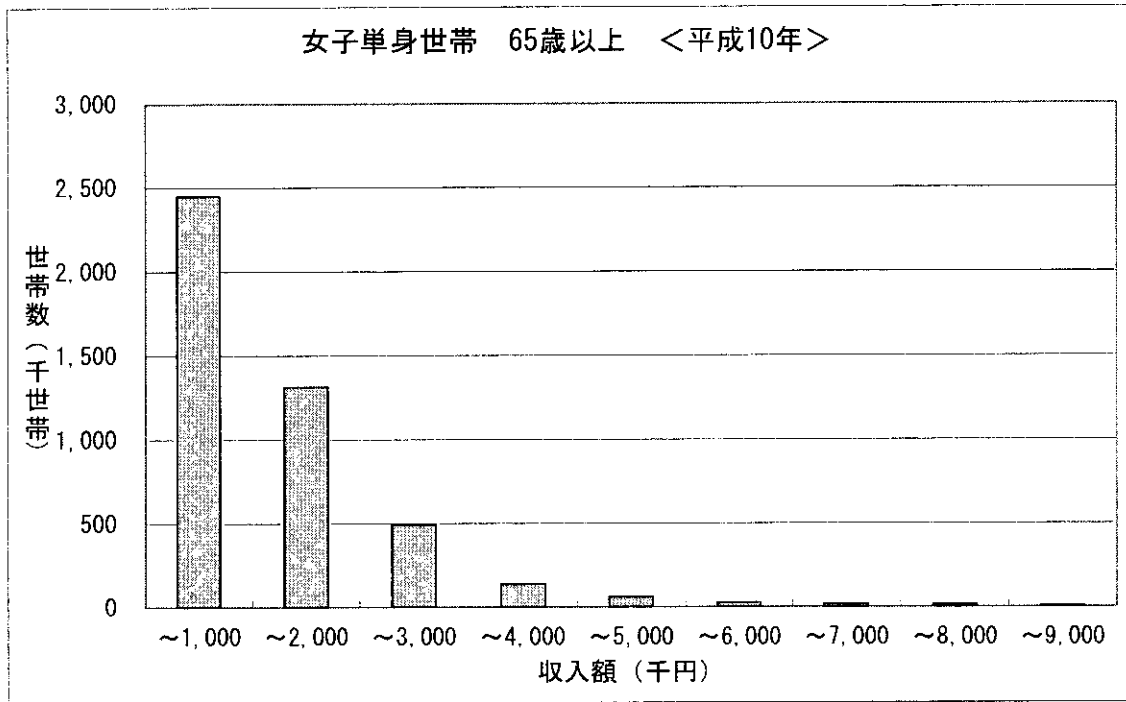
全廃ケース、給与所得ケース、枠組み改正ケースの全てのケースで、所得税額は収入額に応じて単調増加となる。収入額が100万円未満の階層では、所得税はほぼゼロであるが、収入額が800万円以上900万円未満の階層では、80万円強になる。

・所得税増減額について

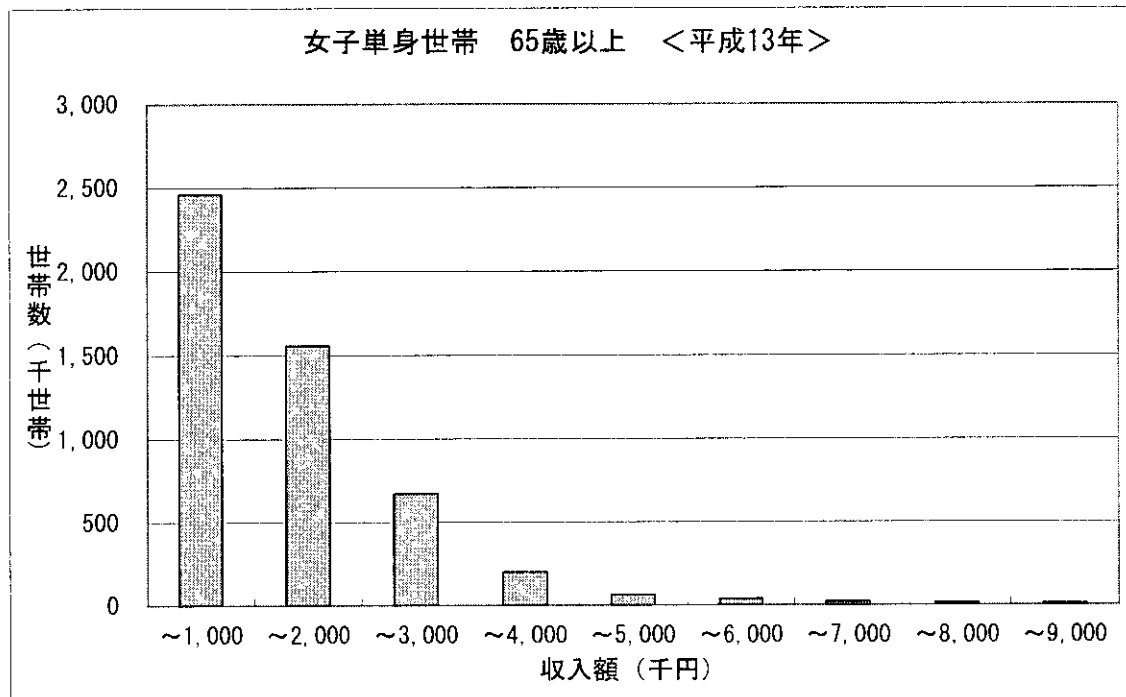
収入額100万円未満の階層以外は全てのケースで所得税は増加する。全ての所得階層で全廃ケースが最も所得税増加額が多く、その次に所得税増加額が多いのは、収入額400万円未満は給与所得ケースで、400万円以上は枠組み改正ケースである。

「女子単身世帯60歳~64歳」と同様に、全廃ケースと給与所得ケースは、「収入額に関係なく現行制度と比較して所得税は増加し、収入額の多寡により増加額に差を設ける制度」と解釈でき、枠組み改正ケースは「収入額の少ない人には現行制度と同様に非課税あるいは税額が増えてもわずかであり、収入額の多い人からは現行制度と比較して多く所得税を徴収する制度」と認識できるため、枠組み改正ケースでは、世代内バランスが改善されていることが分かる。

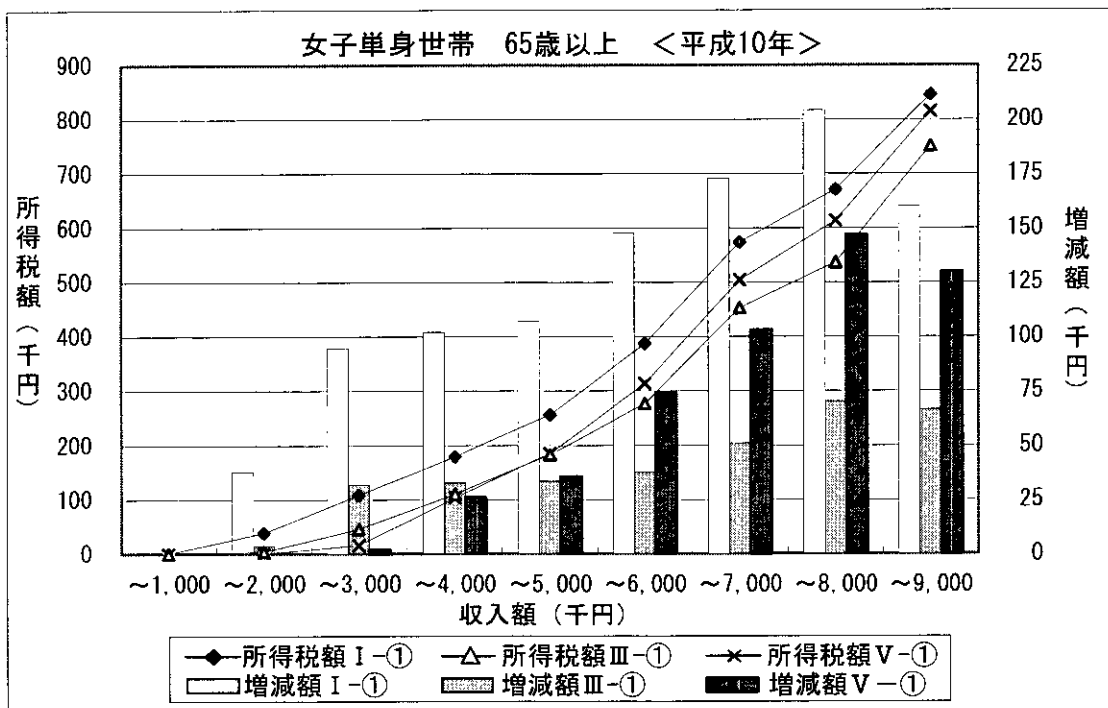
図表 2-17 世帯数分布 (女子単身世帯 65歳以上)  
 <平成10年>



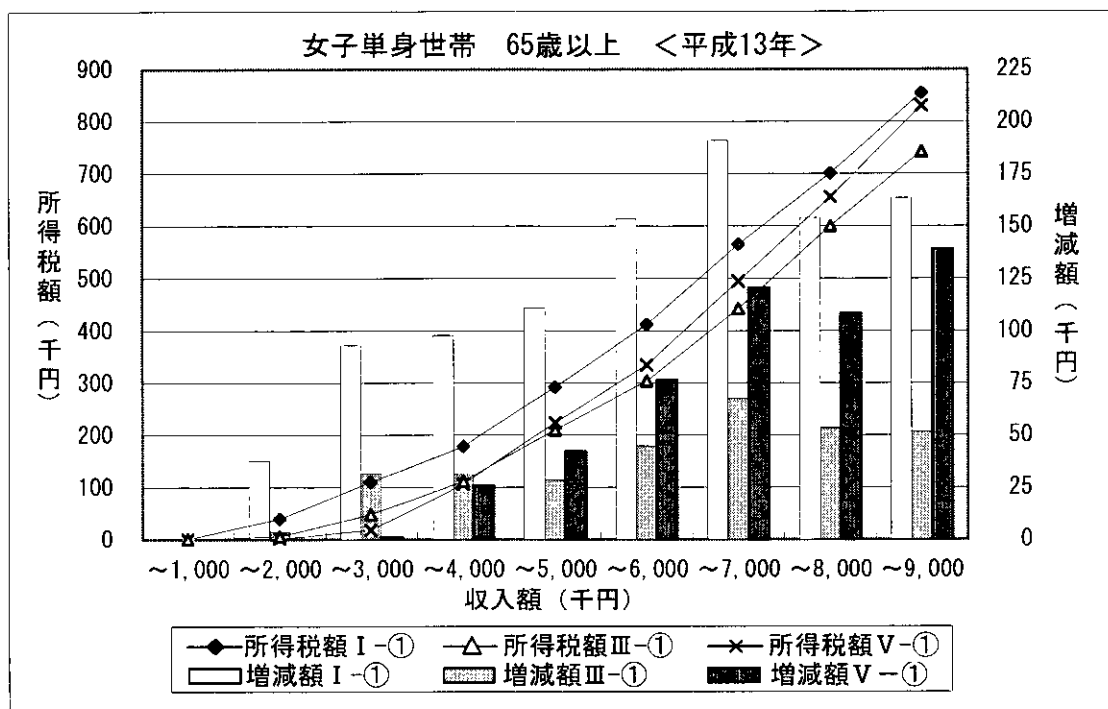
図表 2-18 世帯数分布 (女子単身世帯 65歳以上)  
 <平成13年>



図表 2-19 所得税額と所得税増減額（女子単身世帯 65歳以上）  
 <平成10年>



図表 2-20 所得税額と所得税増減額（女子単身世帯 65歳以上）  
 <平成13年>



⑤ 夫婦世帯 世帯主 60 歳～64 歳 配偶者 65 歳未満  
(図表 2-21～24)

・世帯数について

300 万円以上 400 万円未満の階層を中心として、ほぼ左右対称な山形の分布(正規分布に近い形)をしている。

・所得税額について

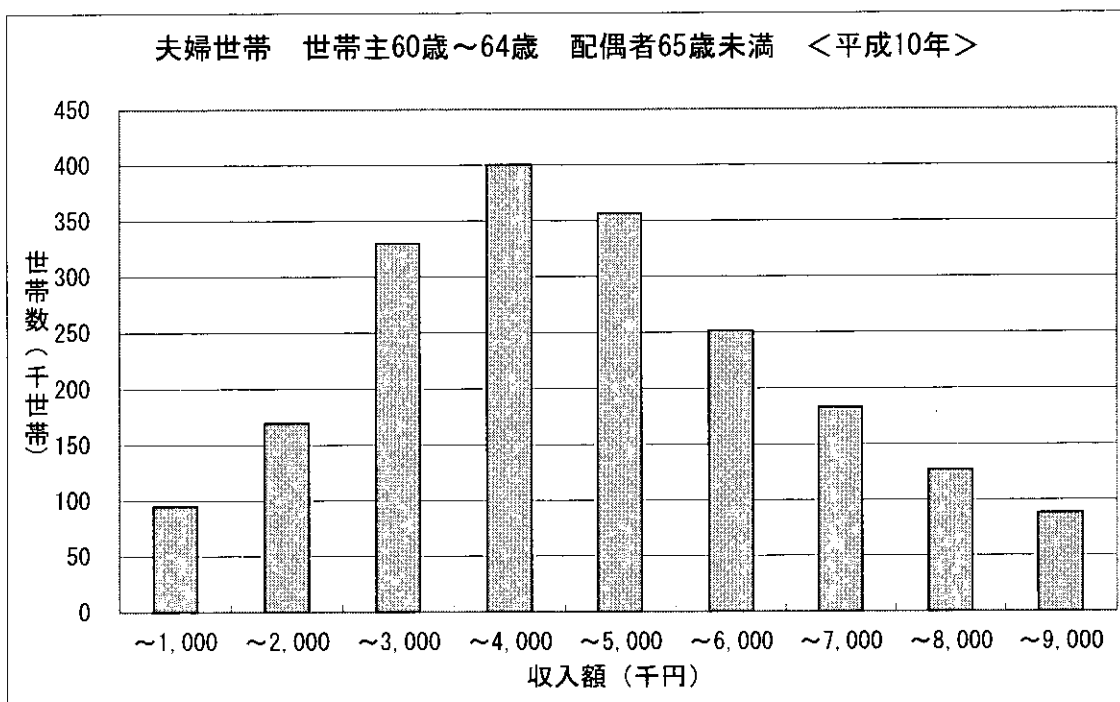
全廃ケース、給与所得ケース、枠組み改正ケースの全てのケースで、所得税額は収入額に応じて単調増加となる。単身世帯では、100 万円未満の所得階層で所得税がゼロとなっていたが、夫婦世帯には配偶者控除や配偶者特別控除もあるため 200 万円未満の階層まで所得税はゼロとなった。収入額が 800 万円以上 900 万円未満の階層では所得税額 60 万円程度になり、単身世帯と比較して所得税額が少ないことが分かる。

・所得税増減額について

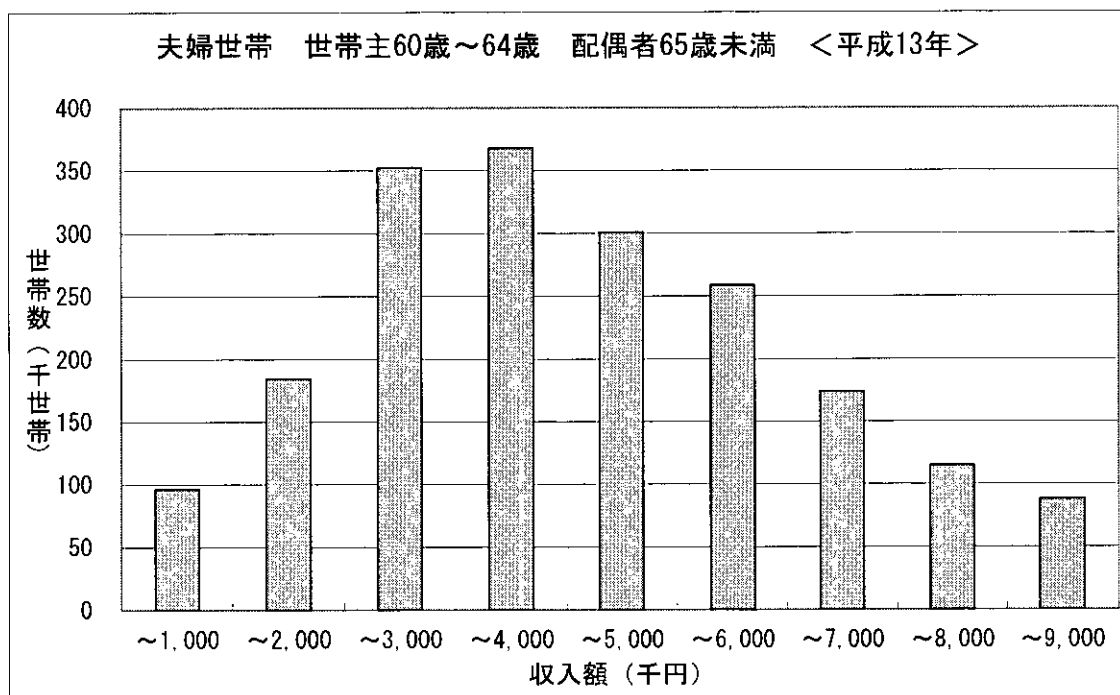
各ケースの所得税増加額をみると、全廃ケースと給与所得ケースでは、全ての所得階層で所得税は増加するが、枠組み改正ケースでは、収入額が 300 万円未満の階層の所得税は減少する。枠組み改正ケースで所得税が増加する階層は、全廃ケースと比較すると所得税増加額が小さく、給与所得ケースと比較すると、500 万円以上の階層で所得税増加額が大きくなっている。

全廃ケースと給与所得ケースは、「収入額に関係なく現行制度と比較して所得税は増加し、収入額の多寡により増加額に差を設ける制度」と解釈でき、枠組み改正ケースは「収入額の少ない人には現行制度と同様に非課税あるいは税額が増えてもわずかであり(所得税減少の場合もある)、収入額の多い人からは現行制度と比較して多く所得税を徴収する制度」と認識できるため、枠組み改正ケースでは、世代内バランスが改善されていることが分かる。

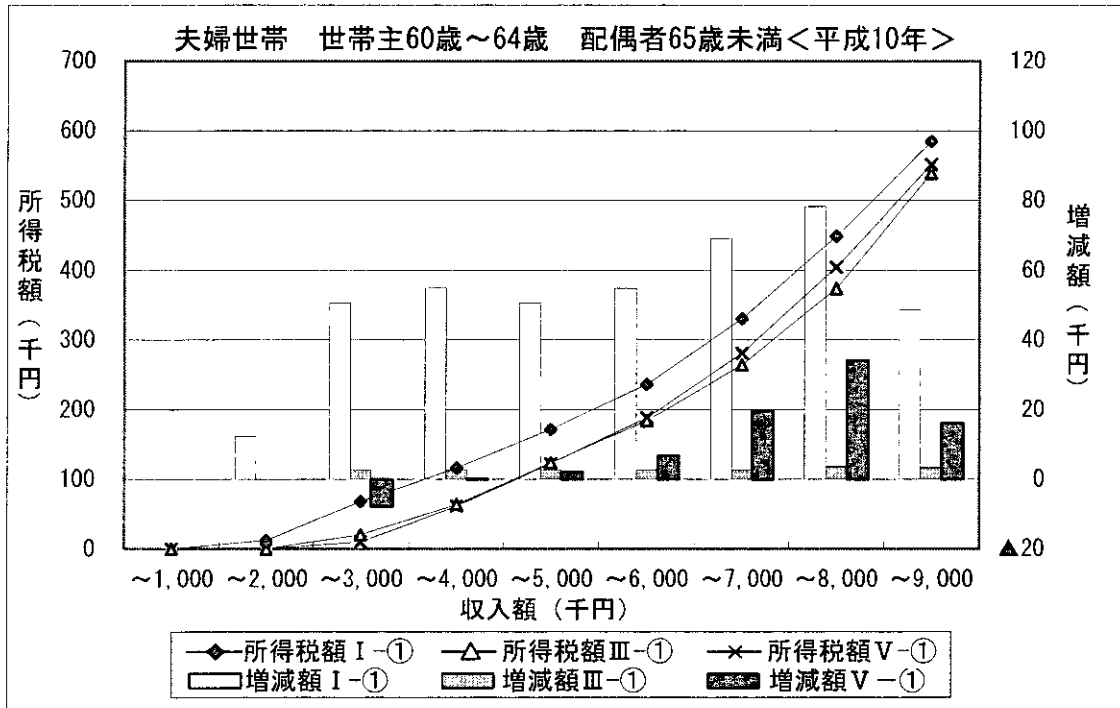
図表 2-21 世帯数分布 (夫婦世帯 世帯主 60 歳～64 歳 配偶者 65 歳未満)  
 <平成 10 年>



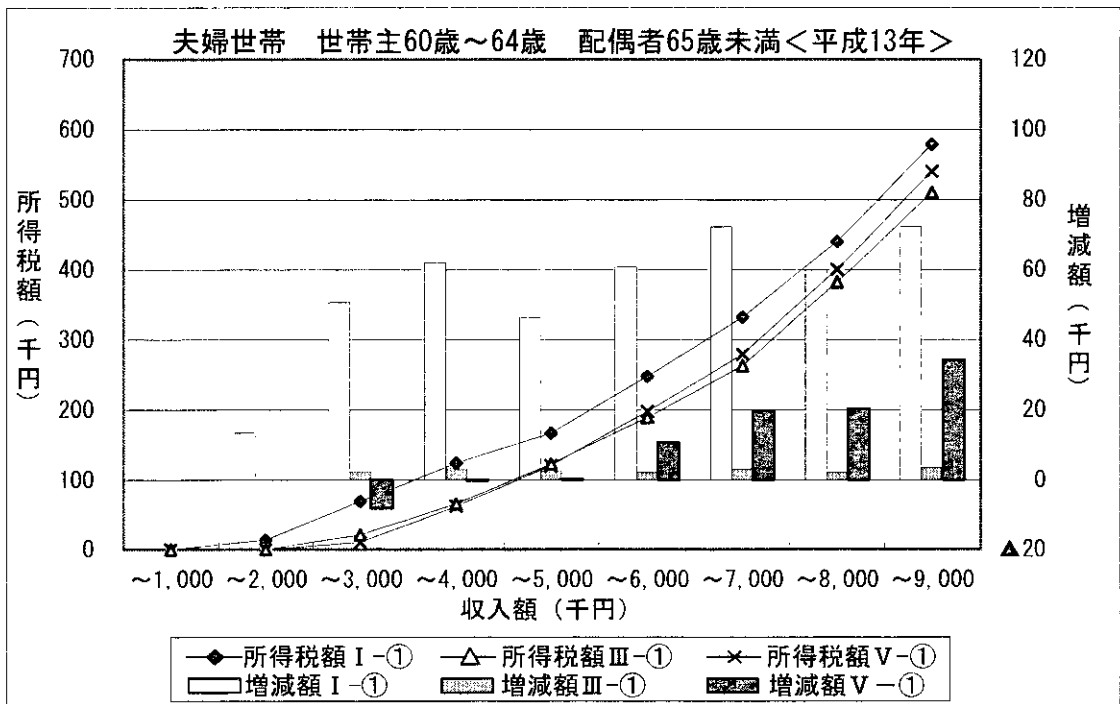
図表 2-22 世帯数分布 (夫婦世帯 世帯主 60 歳～64 歳 配偶者 65 歳未満)  
 <平成 13 年>



図表 2-23 所得税額と所得税増減額（夫婦世帯 世帯主 60 歳～64 歳 配偶者 65 歳未満）  
 <平成 10 年>



図表 2-24 所得税額と所得税増減額（夫婦世帯 世帯主 60 歳～64 歳 配偶者 65 歳未満）  
 <平成 13 年>



⑥ 夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳未満

(図表 2 - 25 ~ 28)

・世帯数について

300 万円以上 400 万円未満の階層を中心として、ほぼ左右対称な山形の分布(正規分布に近い形)をしている。

・所得税額について

全廃ケース、給与所得ケース、枠組み改正ケースの全てのケースで、所得税額は収入額に応じて単調増加となる。単身世帯では、100 万円未満の所得階層で所得税がゼロとなっていたが、夫婦世帯には配偶者控除や配偶者特別控除や老年者控除もあるため 300 万円未満の階層まで所得税はほぼゼロとなった。収入額が 800 万円以上 900 万円未満の階層では所得税額 60 万円程度になり、単身世帯と比較して所得税額が少ないことが分かる。

「単身世帯」や「夫婦世帯 世帯主 60 歳 ~ 64 歳 配偶者 65 歳未満」の場合とは異なり、給与所得ケースが枠組み改正ケースを所得税額で上回る階層はなかった。配偶者控除や配偶者特別控除や老年者控除など影響であると考えられる。

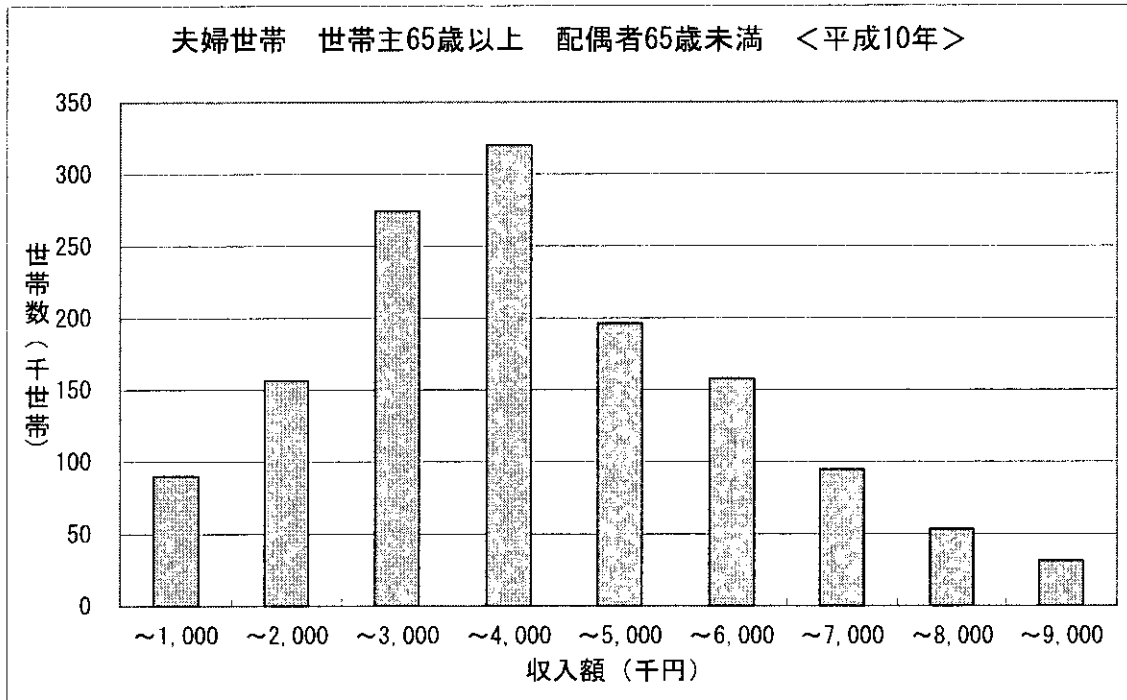
・所得税増減額について

所得税が増加する所得階層は、全廃ケースでは収入額 200 万円以上、給与所得ケースと枠組み改正ケースでは収入額 300 万円以上である。全ての所得階層で全廃ケースが最も所得税増加額が多く、その次に所得税増加額が多いのは、収入額 400 万円未満は給与所得ケースで、400 万円以上は枠組み改正ケースである。

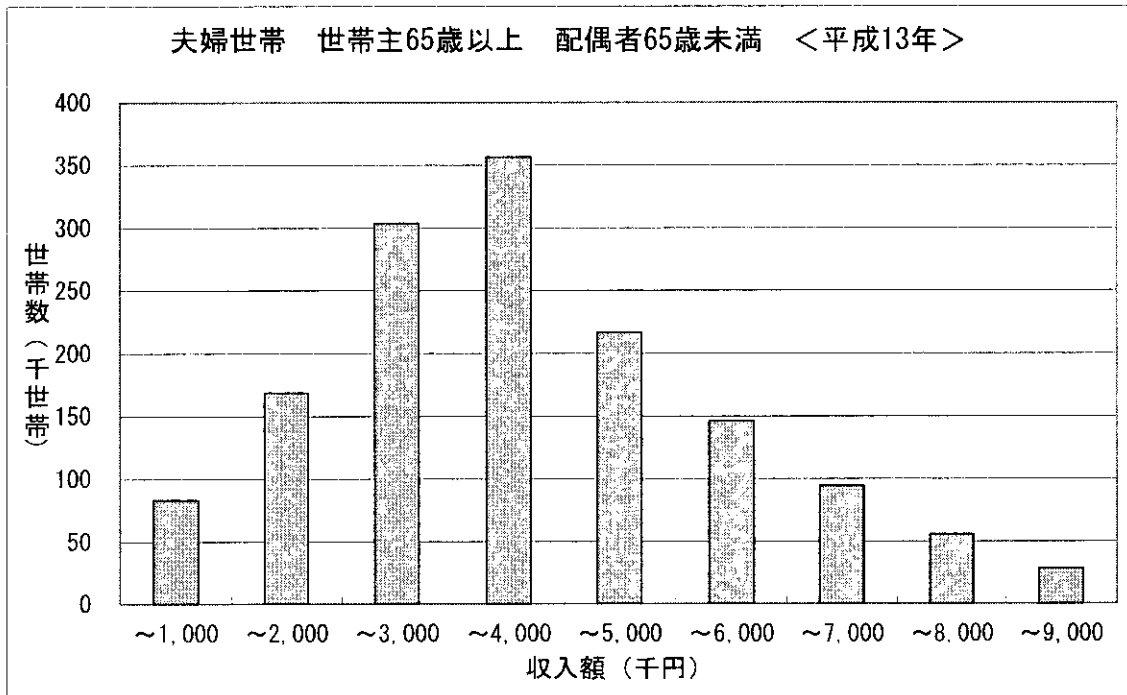
「夫婦世帯 世帯主 60 歳 ~ 64 歳 配偶者 65 歳未満」と同様に、全廃ケースと給与所得ケースは、「収入額に関係なく現行制度と比較して所得税は増加し、収入額の多寡により増加額に差を設ける制度」と解釈でき、枠組み改正ケースは「収入額の少ない人には現行制度と同様に非課税あるいは税額が増えてもわずかであり、収入額の多い人からは現行制度と比較して多く所得税を徴収する制度」と認識できるため、枠組み改正ケースでは、世代内バランスが改善されていることが分かる。



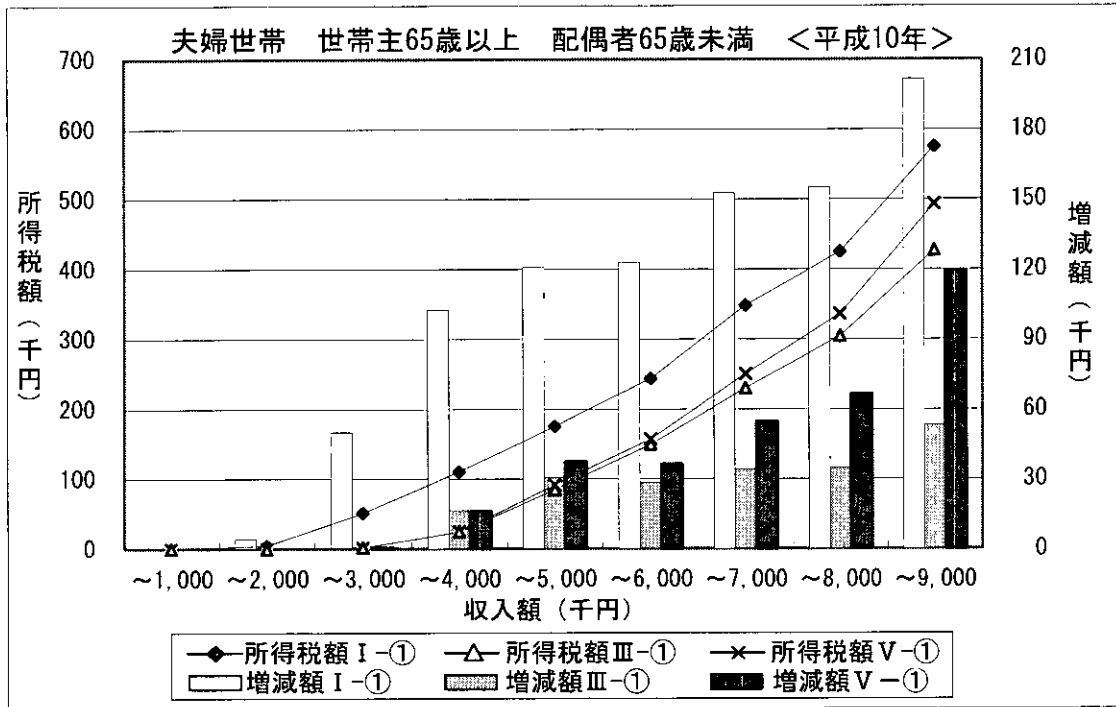
図表 2-25 世帯数分布（夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳未満）  
 <平成 10 年>



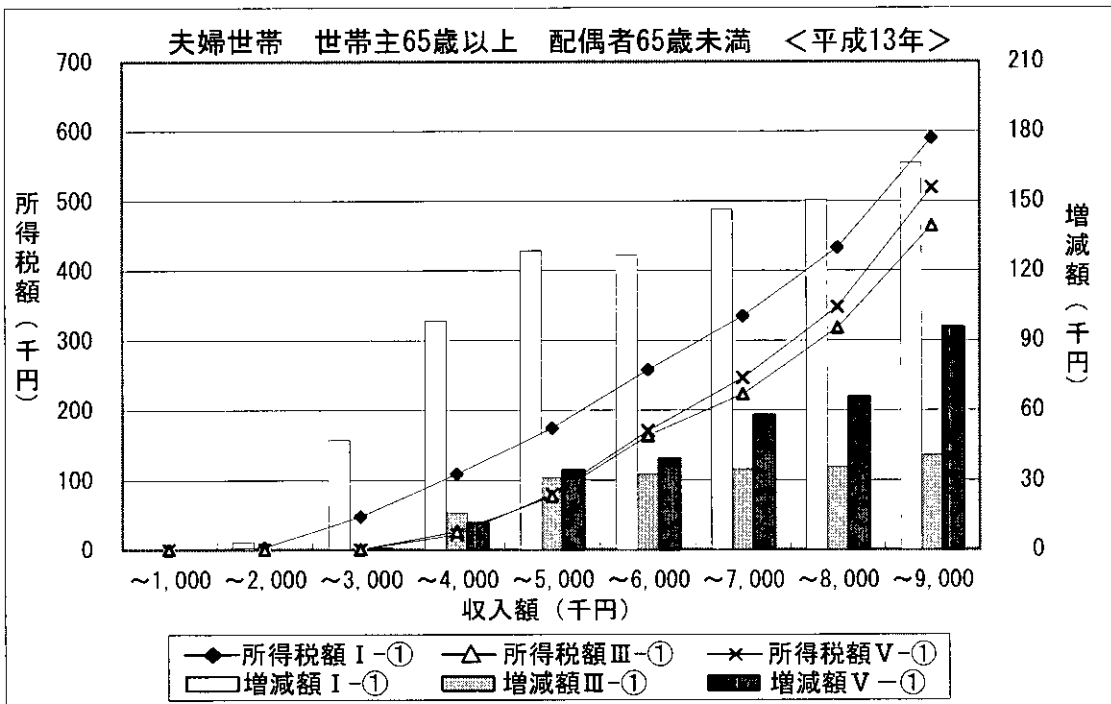
図表 2-26 世帯数分布（夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳未満）  
 <平成 13 年>



図表 2-27 所得税額と所得税増減額（夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳未満）  
 <平成 10 年>



図表 2-28 所得税額と所得税増減額（夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳未満）  
 <平成 13 年>



⑦ 夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳～69 歳  
(図表 2-29～32)

・世帯数について

300 万円以上 400 万円未満の階層を中心として、ほぼ左右対称な山形の分布(正規分布に近い形)をしている。

・所得税額について

全廃ケース、給与所得ケース、枠組み改正ケースの全てのケースで、所得税額は収入額に応じて単調増加となる。単身世帯では、100 万円未満の所得階層で所得税がゼロとなっていたが、夫婦世帯には配偶者控除や配偶者特別控除や老年者控除もあるため 300 万円未満の階層まで所得税はほぼゼロとなった。収入額が 800 万円以上 900 万円未満の階層では所得税額 60 万円程度になり、単身世帯と比較して所得税額が少ないことが分かる。

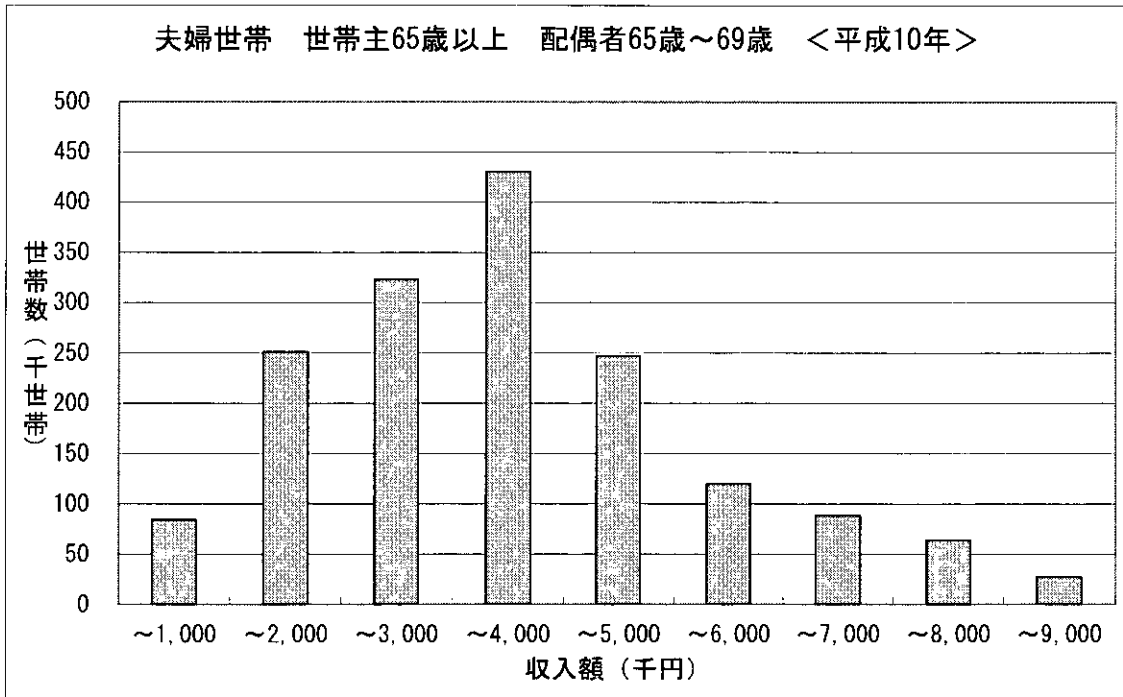
「単身世帯」や「夫婦世帯 世帯主 60 歳～64 歳 配偶者 65 歳未満」の場合とは異なり、給与所得ケースが枠組み改正ケースを所得税額で上回る階層はなかった。配偶者控除や配偶者特別控除や老年者控除など影響であると考えられる。

・所得税増減額について

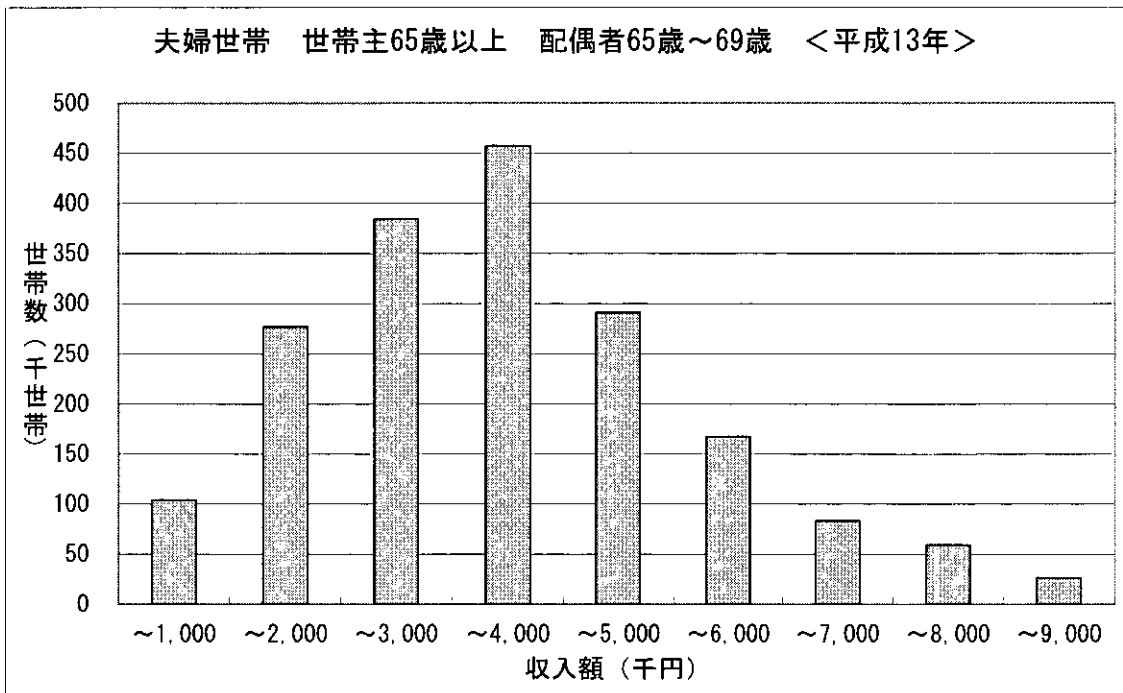
所得税が増加する所得階層は、全廃ケースでは収入額 200 万円以上、給与所得ケースと枠組み改正ケースでは収入額 300 万円以上である。全ての所得階層で全廃ケースが最も所得税増加額が多く、その次は枠組み改正ケースである。

「夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳未満」と同様に、全廃ケースと給与所得ケースは、「収入額に関係なく現行制度と比較して所得税は増加し、収入額の多寡により増加額に差を設ける制度」と解釈でき、枠組み改正ケースは「収入額の少ない人には現行制度と同様に非課税あるいは税額が増えてもわずかであり、収入額の多い人からは現行制度と比較して多く所得税を徴収する制度」と認識できるため、枠組み改正ケースでは、世代内バランスが改善されていることが分かる。

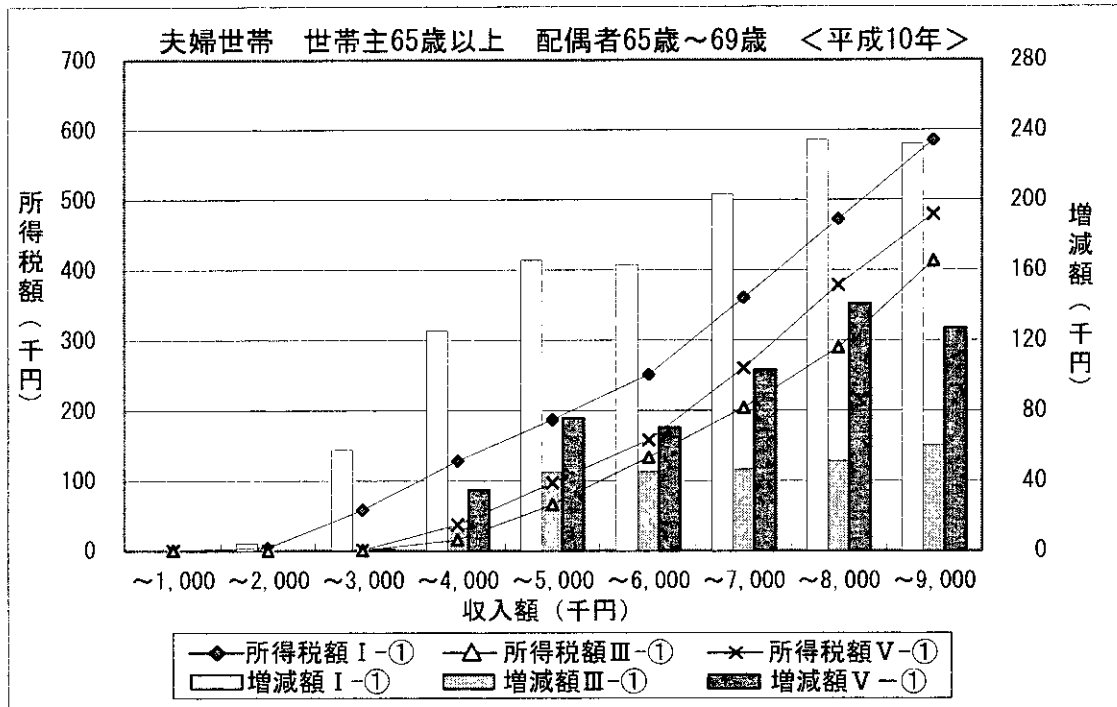
図表 2-29 世帯数分布 (夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳~69 歳)  
 <平成 10 年>



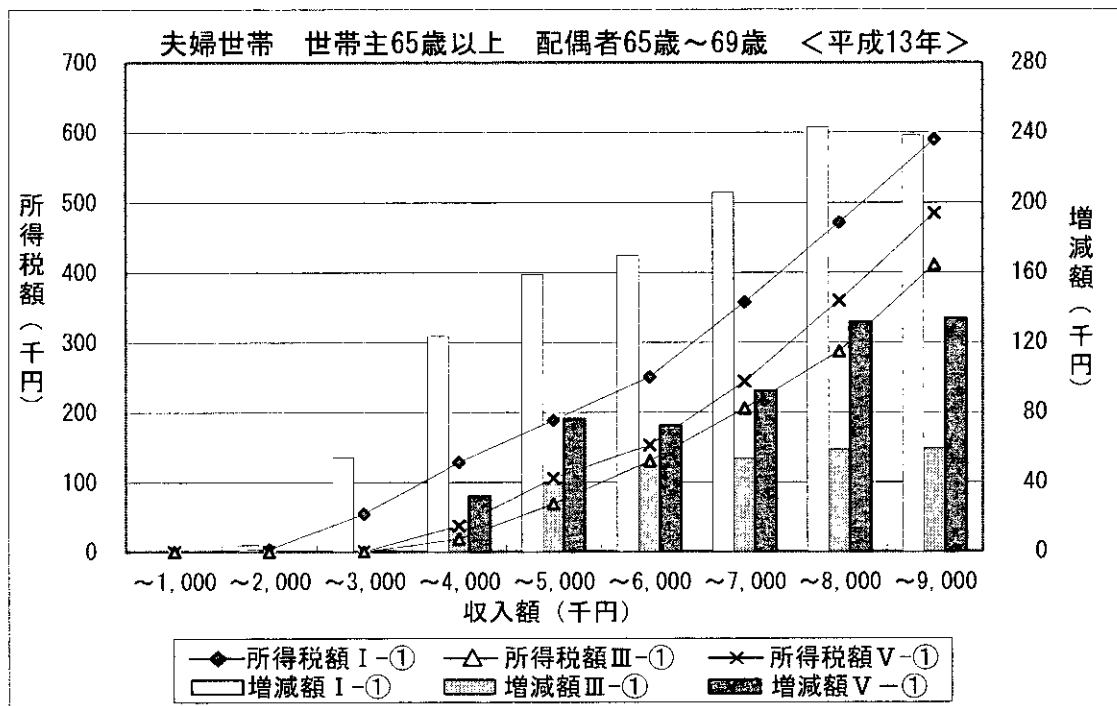
図表 2-30 世帯数分布 (夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳~69 歳)  
 <平成 13 年>



図表 2-31 所得税額と所得税増減額（夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳～69 歳）  
 <平成 10 年>



図表 2-32 所得税額と所得税増減額（夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳～69 歳）  
 <平成 13 年>



⑧ 夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 70 歳以上

(図表 2-33~36)

・世帯数について

100 万円以上 400 万円未満の三つの階層を中心に分布しており、500 万円以上の世帯数は割合が少なくなっている。

・所得税額について

全廃ケース、給与所得ケース、枠組み改正ケースの全てのケースで、所得税額は収入額に応じて単調増加となる。単身世帯では、100 万円未満の所得階層で所得税がゼロとなっていたが、夫婦世帯には配偶者控除や配偶者特別控除や老年者控除もあるため 300 万円未満の階層まで所得税はほぼゼロとなった。収入額が 800 万円以上 900 万円未満の階層では所得税額 60 万円程度になり、単身世帯と比較して所得税額が少ないことが分かる。

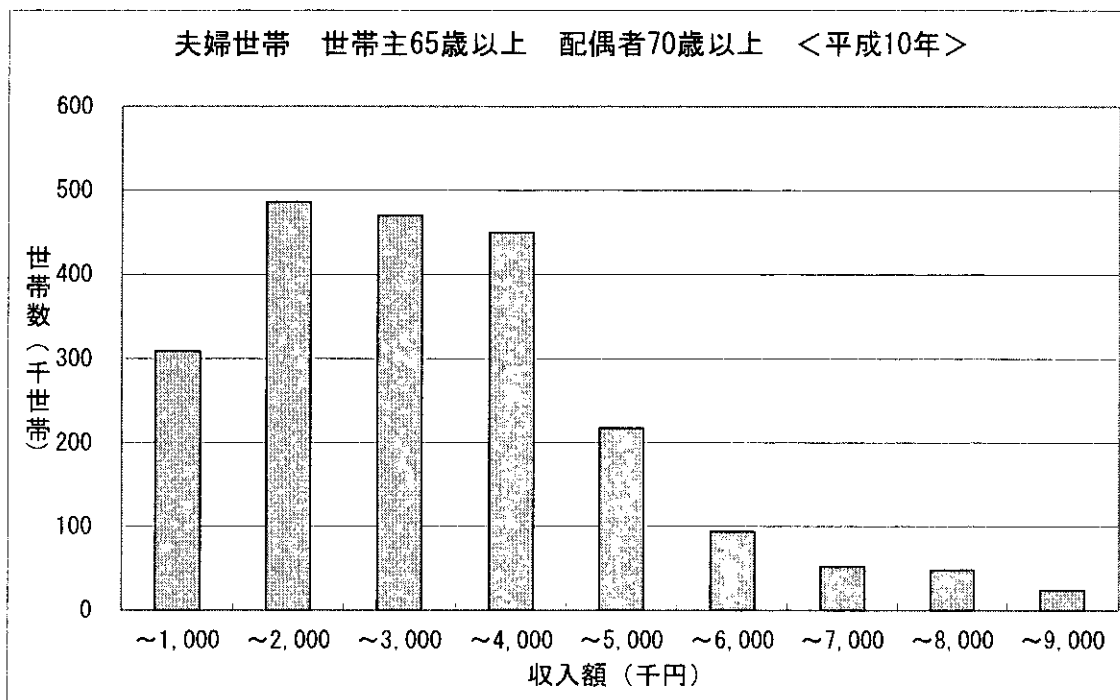
「単身世帯」や「夫婦世帯 世帯主 60 歳~64 歳 配偶者 65 歳未満」の場合とは異なり、給与所得ケースが枠組み改正ケースを所得税額で上回る階層はなかった。配偶者控除や配偶者特別控除や老年者控除など影響であると考えられる。

・所得税増減額について

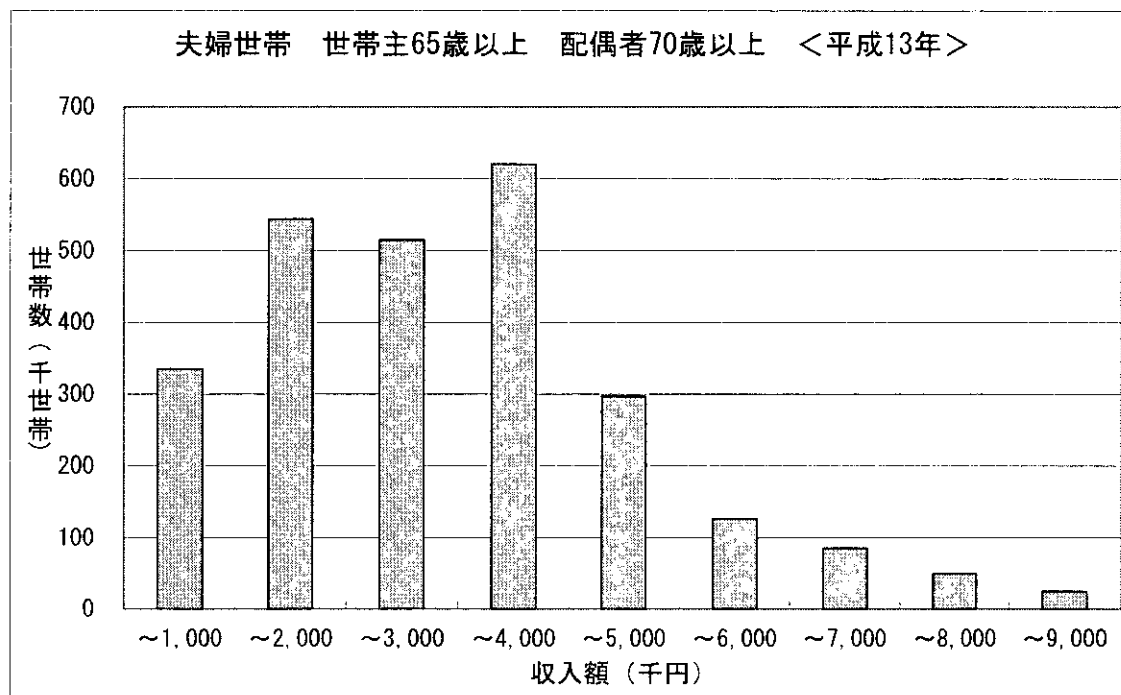
所得税が増加する所得階層は、全廃ケースでは収入額 200 万円以上、給与所得ケースと枠組み改正ケースでは収入額 300 万円以上である。全ての所得階層で全廃ケースが最も所得税増加額が多く、その次は枠組み改正ケースである。

「夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 65 歳未満」と同様に、全廃ケースと給与所得ケースは、「収入額に関係なく現行制度と比較して所得税は増加し、収入額の多寡により増加額に差を設ける制度」と解釈でき、枠組み改正ケースは「収入額の少ない人には現行制度と同様に非課税あるいは税額が増えてもわずかであり、収入額の多い人からは現行制度と比較して多く所得税を徴収する制度」と認識できるため、枠組み改正ケースでは、世代内バランスが改善されていることが分かる。

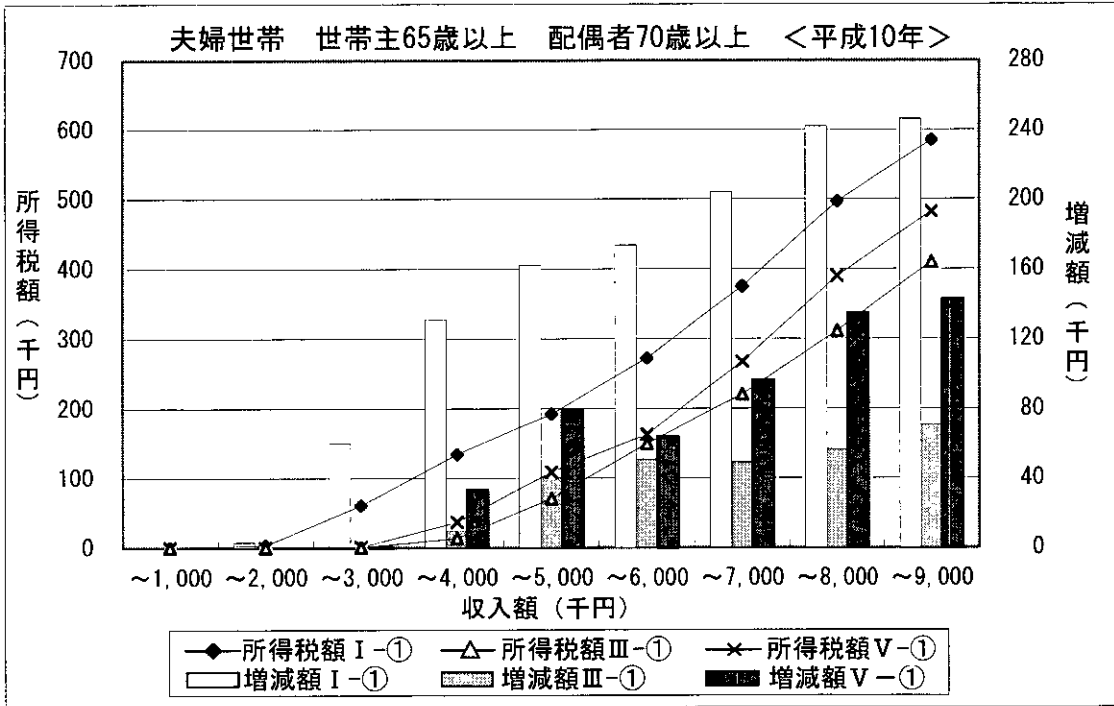
図表 2-33 世帯数分布 (夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 70 歳以上)  
 <平成 10 年>



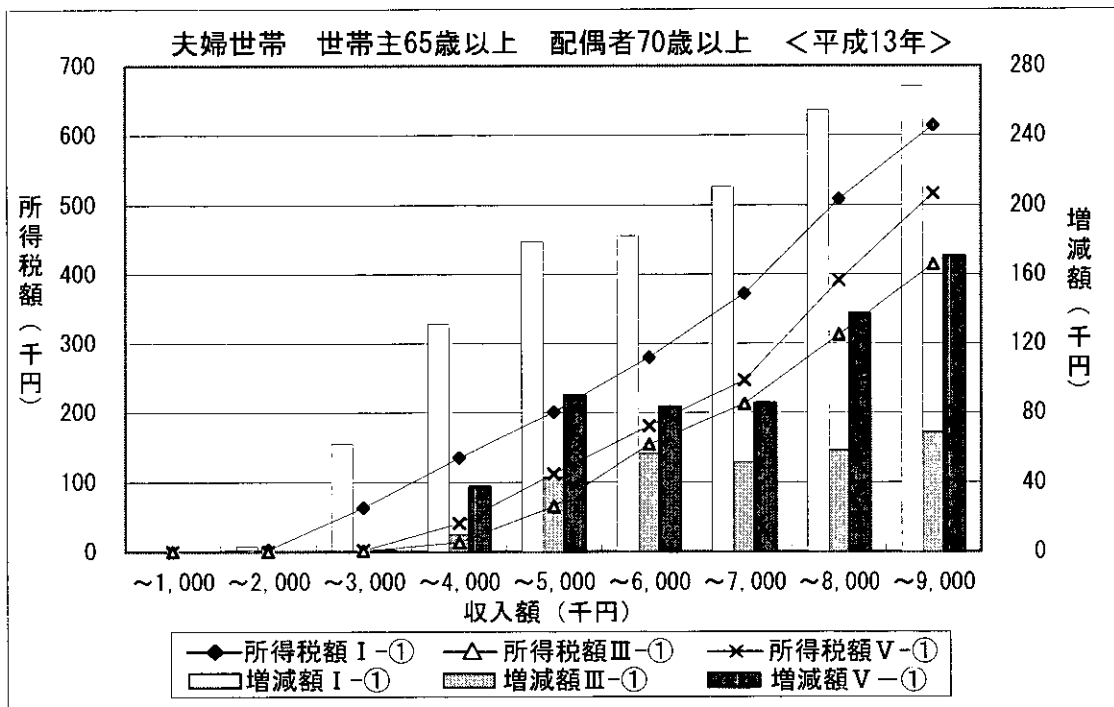
図表 2-34 世帯数分布 (夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 70 歳以上)  
 <平成 13 年>



図表 2-35 所得税額と所得税増減額（夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 70 歳以上）  
 <平成 10 年>



図表 2-36 所得税額と所得税増減額（夫婦世帯 世帯主 65 歳以上 配偶者 70 歳以上）  
 <平成 13 年>





## 4. 2章のまとめ

本章では、年金課税制度の見直しを行った場合に、所得税、住民税、国民健康保険の保険料（税）への影響シミュレーションを行った。

### ①所得税額への影響について

所得税の増加額については、「Ⅰ. 公的年金等控除を全廃する」ケースが最も大きく、以下順に、「Ⅴ. 公的年金等控除を『必要経費』相当部分から『所得控除』相当部分に位置付けを変えた上で、配偶者特別控除と同様に収入水準に応じて減額する仕組みとする。控除の算定対象は総所得額とする」、「Ⅳ. 定率控除を廃止して、現行の定額控除のみとし、さらに500万円の所得制限を導入」、「Ⅱ. 定率控除を廃止し現行の定額控除のみとする」、「Ⅲ. 公的年金等控除の計算方法（控除率等）を給与所得控除と同一にする」となった。

### ②所得階層別の所得税額への影響について

現行制度枠組におけるⅠ～Ⅳは、全ての所得階層で、金額の違いはあるが所得税は増加する。しかし、枠組改正のⅤの所得階層別所得税増加額は、低所得層ほど小さく、高所得層ほど大きくなった。単身世帯で世帯主が60歳～64歳の場合と、夫婦世帯で世帯主が60歳～64歳の場合は、所得税が減少する階層もみられる。

枠組改正のⅤは、所得税の増加額も比較的大きく、かつ世代内バランスと世代間バランスの両面が改善される制度であることがわかる。

### ③企業年金の取り扱いについて

現状の年金課税制度では、公的年金等と企業年金は一括して雑所得として公的年金等控除の対象となっている。これは、企業年金が公的年金同様に退職後の所得保障により安定した老後を支える点で、公的年金等の機能を補完する役割を担っているとの趣旨によるものと認識される。一方で、企業年金が給与の後払い的要素を内包していることを勘案し、公的年金等が「社会保険の枠組みの中で老後の所得保障をする」もので、企業年金は「給与と関連するもの」として、課税段階において異なる対応をすべきであるとする考え方もある。

後者の考え方を踏まえ、「①現行制度」の他に、現行制度を見直す場合（「②給与収入と合算」と「③企業年金分類設定」）についても、所得税、個人住民税、国民健康保険の保険料（税）への影響を試算した結果、「①現行制度」「②給与収入と合算」「③企業年金分類設定」の順に、所得税の増加額が小さくなることがわかった。

なお、企業年金の詳細な公表データがないため、本研究の試算結果は、おおよその傾向把握という位置付けになる（企業年金の推計方法は「参考資料1. シミュレーション方法」参考資料9頁参照）。

### 第3章 高齢者の消費等へ及ぼす影響

前章で、年金課税制度の見直しが所得税と住民税に及ぼす影響を推計した。本章では、その推計結果を用いて、年金課税の制度変更が高齢者の消費等へ及ぼす影響について分析を行う。

#### 1. 消費への影響推計方法

所得税と住民税の増加（減少）により家計の可処分所得が減少（増加）し、その結果、家計消費支出にも影響を及ぼすことが推測される。そこで、可処分所得と家計消費支出の関連を分析して、年金課税制度の見直しが家計消費支出へ及ぼす影響を検討する（図表3-1）。

年金課税制度の見直しにより可処分所得が減少（増加）した場合の消費への影響を詳細に分析するためには、世帯構成や年金収入の用途なども考慮すべきであるが、データの制約もあるため、本研究の試算結果はおおよその傾向把握という位置付けになる。

**Step1** で、平成10年および平成13年の国民生活基礎調査の個票から、60歳以上の単身世帯または60歳以上の者がいる夫婦のみ世帯のデータを抽出する。国民生活基礎調査の家計消費支出は世帯単位の数値である。本章の目的は、高齢者世帯の可処分所得と家計消費支出の関連を分析することであるので、60歳以上の高齢者とその子供が同居している世帯などは、分析対象データから除外することとした。

**Step2** で、**Step1** で抽出した国民生活基礎調査の個票から、可処分所得と家計支出額を、世帯類型別・世帯主年齢階層別・配偶者年齢階層別・世帯所得階層別に集計する。国民生活基礎調査の家計支出額は、調査年の5月分を調査しているが、特殊事情によるものと推測されるデータ（5万円以下または100万円以上）は集計対象外とした。

**Step3** で、家計支出額を目的変数、可処分所得を説明変数として、その関連を回帰分析により検討する。

**Step4** で、年金課税制度の見直しによる世帯の所得税と住民税の増（減）額が、可処分所得に直接影響を及ぼすとみなし、**Step3** で検討した回帰分析の結果を用いて、家計消費支出への影響を推計する。

図表 3-1 消費への影響推計フロー (1/2)

Step	処理項目	内容																													
1	国民生活基礎調査の個票から集計対象データを抽出	平成10年度および平成13年度の国民生活基礎調査の個票から、60歳以上の単身世帯または60歳以上のものがある夫婦のみ世帯を抽出（子供と同居している高齢者がいる世帯などは除外した）。																													
2	基礎データの集計	抽出したデータを世帯類型別／世帯主年齢階層別／配偶者年齢階層別／世帯所得階層別に可処分所得と家計支出額を集計。ただし、家計支出（調査年の5月分）が5万円以下または100万円以上のデータはイレギュラーデータとして除外した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th colspan="3">項目内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯類型</td> <td>男子単身</td> <td>女子単身</td> <td>夫婦</td> </tr> <tr> <td>世帯主年齢階層</td> <td>60歳～64歳</td> <td>65歳以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者年齢階層</td> <td>65歳未満</td> <td>65歳～69歳</td> <td>70歳以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">世帯所得階層</td> <td>～1,000千円</td> <td>～2,000千円</td> <td>～3,000千円</td> </tr> <tr> <td>～4,000千円</td> <td>～5,000千円</td> <td>～6,000千円</td> </tr> <tr> <td>～7,000千円</td> <td>～8,000千円</td> <td>～9,000千円</td> </tr> <tr> <td>～10,000千円</td> <td>10,000千円～</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	カテゴリー	項目内容			世帯類型	男子単身	女子単身	夫婦	世帯主年齢階層	60歳～64歳	65歳以上		配偶者年齢階層	65歳未満	65歳～69歳	70歳以上	世帯所得階層	～1,000千円	～2,000千円	～3,000千円	～4,000千円	～5,000千円	～6,000千円	～7,000千円	～8,000千円	～9,000千円	～10,000千円	10,000千円～	
カテゴリー	項目内容																														
世帯類型	男子単身	女子単身	夫婦																												
世帯主年齢階層	60歳～64歳	65歳以上																													
配偶者年齢階層	65歳未満	65歳～69歳	70歳以上																												
世帯所得階層	～1,000千円	～2,000千円	～3,000千円																												
	～4,000千円	～5,000千円	～6,000千円																												
	～7,000千円	～8,000千円	～9,000千円																												
	～10,000千円	10,000千円～																													
3	可処分所得額と家計支出額の関連分析	家計支出額を目的変数、可処分所得額を説明変数として、単身世帯と夫婦世帯のそれぞれについて回帰分析を実施。																													
4	年金課税制度の見直しによる家計消費支出の影響推計	所得税と住民税の増（減）額が可処分所得に直接反映されると仮定する。③で求めた回帰式を用いて家計支出額への影響を、公的年金等控除見直しのシミュレーションパターン別に実施。																													

## 2. マクロ経済への影響推計方法

年金課税制度を見直すことは、所得税、可処分所得、家計消費支出など、マクロ経済のさまざまな収支項目にも影響を及ぼす。厳密にはマクロ経済モデルを構築して、その影響を分析する必要があるが、ここでは、国内総生産（GDP）に対して家計消費支出の減少（増加）分がどの程度の割合となるかを確認することにとどめる。なお、GDPの確報値は、平成10年度は514兆4,179億円、平成13年度は502兆6,023億円で、ともに内閣府のホームページから入手した。

## 3. 家計消費支出と可処分所得の関連分析結果

平成10年と平成13年のデータを用いて、家計支出額と可処分所得の回帰分析を、単身世帯と夫婦世帯について行った（図表3-2、図表3-3）。ここで、世帯主の年齢階層別や単身の場合は性別などについても回帰分析を行ったが、ばらつきが大きく説明力（決定係数）が小さくなったため、データの集約を行い、単身世帯と夫婦世帯の回帰分析の結果を使用した。

限界消費性向である可処分所得（変数x）の係数は、4ケースとも、ほぼ0.15～0.18程度となった。

切片（可処分所得が0の時の家計消費支出額）は、単身世帯では、170万円～180万円程度、夫婦世帯では、230万円～240万円程度となった。

決定係数は、平成13年の単身世帯のみの場合は0.343と説明力が弱いだが、その他のケースでは0.5を超えていた。この点では推計値に誤差が含まれていると考えられるが、おおまかな傾向値を把握することは可能であると判断し、この結果を用いて可処分所得が変動した時の家計消費支出額の影響を分析することとした。

ここでの結果は、あくまで調査時点における高齢者世帯の可処分所得と家計消費支出についてその関係を推計したものである。今回の分析では、年金税制が変更された場合でも、高齢者世帯の可処分所得と家計消費支出の関係は維持されるものとして、その影響を推計した。